

付随小荷物制度は創設以来幾多の改正が行われたが、その性質は不変であって、この制度が手荷物または小荷物制度と異なる点を要約すればつぎのとおりである。

(1) 付随小荷物は手荷物と同様旅客運送の存在を前提とする。この点は純粹の物品運送である小荷物と異なる。

(2) 付随小荷物は手荷物として取扱わない特定の物品を対象としているが、請求によって旅客と同一列車によって運送しなければならないことは、手荷物と同様である。

(3) 付随小荷物については無賃運送重量が認められていなかった。この点も手荷物と異なる。

(4) 付随小荷物は荷物の性質上すべて駅留扱であって、一般の手荷物または小荷物と取扱が異なっていた。

2 付随小荷物制度の変遷

付随小荷物制度は、明治34・4の創設以来数次の改正を経て、昭和17・3に廃止されたのであるが、その改正経過はつぎのとおりである。

(1) 明治38・1に手荷物および小荷物運賃の改正と同時につぎのように改められた。

(ア) 自用自転車の運賃 1人1両にかぎり乗車券面区間内は、マイル程の遠近にかかわらず15銭

(イ) 行商人および呼売商人の携帯する商品（貴重品・獣類を除く）の運賃 従前どおり。

(ウ) その他の付随小荷物 小荷物運賃と同額。

(2) 大正7・9の小荷物運賃改正と同時につぎのように改正された。

(ア) 自用自転車の運賃 1人1両にかぎり（2人乗を除く）50マイルまでの乗車券面区間内は、マイル程の遠近にかかわらず25銭とし、50マイルをこえる場合はその取扱をしない。

(イ) 行商人および呼売商人の携帯する商品（貴重品・獣類を除く）の運賃

距離	重量		
	25 斤 まで	50 斤 まで	100 斤 まで
25 マイル まで	13 銭	25 銭	38 銭
50 マイル まで	18 銭	38 銭	56 銭

注 距離50マイルまたは重量100斤をこえるものは小荷物運賃と同額

(ウ) その他の付随小荷物 小荷物運賃と同額。

(3) 大正8・10に、自用自転車の運賃のみが改正され、50マイルまでの乗車券面区間内は、マイル程の遠近にかかわらず40銭とし、50マイルをこえる場合は、1両1マイルにつき3銭を加えることとし、50マイルをこえる場合でも取扱うこととした。

(4) 大正10・1の小荷物運賃改正と同時につぎのように改正された。

(ア) 自用自転車の運賃 50マイルまで1両につき40銭、50マイルをこえるマイル程1両1マイルにつき3銭。

(イ) 行商人および呼売商人の携帯する商品（貴重品・獣類を除く）の運賃

距離	重量		
	25 斤 まで	50 斤 まで	100 斤 まで
25 マイル まで	20 銭	35 銭	55 銭
50 マイル まで	30 銭	50 銭	80 銭

注 距離50マイルまたは重量100斤をこえるものは小荷物運賃と同額

(ウ) その他の付随小荷物 小荷物運賃と同額。

(5) 昭和5・4メートル法実施に伴ない、つぎのように改められた。

(ア) 自用自転車の運賃 80kmまで1両につき40銭、80kmをこえるキロ程1両1kmにつき2銭。

(イ) 行商人および呼売商人の携帯する商品（貴重品・獣類を除く）の運賃

キロ程	重量		
	15kg まで	30kg まで	60kg まで
40 km まで	20 銭	35 銭	55 銭
80 km まで	30 銭	50 銭	80 銭

注 距離80km、重量60kgをこえるものは、小荷物運賃と同額。

(ウ) その他の付随小荷物 小荷物運賃と同額。

(6) 昭和10・10につぎのように詳細に改正されたが、昭和17・3に至り当時の荷物運送一元化の思想をくみ、取扱の簡便化をはかる目的から手荷物に合流することとなって廃止された。

(ア) 人力車・人力そり、病人用運搬車・同たんか 1台1kmにつき4銭 最低運賃1円20銭

(イ) 自転車 100kmまで 1両につき 40 銭
101km以上 1両1kmにつき 2 銭

(ウ) 自動自転車 1両1kmにつき6銭 最低運賃 2円

(エ) 乳母車・乳母そり " 2 銭 " 60 銭

(オ) 商品運搬車 " 3 銭 " 80 銭

(カ) 行商品

キロ程	重量			
	20 kg まで	40 kg まで	60 kg まで	80 kg まで
50 km まで	25 銭	40 銭	55 銭	70 銭
100km まで	35 銭	55 銭	75 銭	95 銭
150km まで	45 銭	70 銭	95 銭	1,20 銭
200km まで	55 銭	85 銭	1,15 銭	1,40 銭

(キ) 動物（魚介類を除く） 小荷物運賃と同額

(ク) その他のもの (1) 貴重品 通常小荷物運賃の2倍

(2) 車両類 小荷物扱車両運賃と同額

(3) その他 小荷物運賃と同額

(ア)から(カ)までに掲げた物品で、容積が1.5m³をこえるものは2倍運賃とする。（金田政吉）

ブースタ ブースタ（蒸気機関車）（英）booster 蒸気機関車の引張力を一時的に増すために、従台車または炭水車の台車に取付ける補助機関である。蒸気機関車の引張力は一般に低速度では動輪の粘着重量によって制限を受け（これを粘着引張力という）ボイラには余裕がある。ところが引張られる車両の抵抗は出発（コロ軸受の場合を除き）と急勾配の場合はなほだ大であるから、機関車の引張りうる列車重量はこの粘着引張力に制限されて、平たんな線路ではやむをえず軽い列車を引張らなければならないこともある。このようなことは輸送力の点からも、燃料消費の点からもなほだ不経済なことであるので、この欠点を除くために考えられたものがブースタである。この装置は列車出発の際、あるいは急勾配にかかった際に、従台車または炭水車台車に装備された補助機関に蒸気を送り、従輪または炭水車輪を駆動して、これをも補助的動輪となし機関車の引張力（粘着引張力）を一時的に増加するもので、速度が30km/hぐらゐになると空気操作により半自動的に切りはなされる。このようにブースタは機関車の引張力を増大するのに効果があるが、効率が悪く、また構造が複雑で高速運転に向向であるから特殊の場合を除いては用いられない。わが国でも採用されていない。→先従台車（蒸気機関車）の。（高桑五六）

ふせび 伏樋 用水排水等の小水路が線路を横断する場合、これを通水するために線路下に埋設する管類。国鉄では径間1m